



平成30年度第5回 船橋市行財政改革推進会議

# 受益者負担について ～下水道使用料の見直し～

平成31年2月1日  
下水道部 下水道総務課  
企画財政部 政策企画課

# 1. 下水道使用料見直しの背景

## 〈将来財政推計〉

(予算) (推計) → (単位: 億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
歳入総額(A)	2,064.9	2,085.3	2,027.8	2,014.5	2,061.0	2,083.1	2,053.9	2,096.4	2,070.0	2,056.0	2,072.7
市税	999.8	1,001.8	1,003.5	993.1	1,004.9	1,012.3	998.5	1,003.1	1,003.1	990.7	995.9
国県支出金	475.0	480.0	461.0	463.3	468.0	469.5	470.8	483.9	476.3	477.5	475.7
財源調整基金繰入金	48.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
市債	194.5	205.8	138.5	122.5	151.1	161.9	147.2	169.5	146.7	139.0	151.7
その他	347.6	357.7	384.8	395.6	397.0	399.4	397.4	399.9	403.9	408.8	409.4
歳出総額(B)	2,064.9	2,121.2	2,061.1	2,054.5	2,109.9	2,149.1	2,112.1	2,149.9	2,126.7	2,126.4	2,123.8
人件費	356.1	356.4	365.4	364.0	362.0	371.2	365.2	365.8	361.1	368.4	361.2
扶助費	559.5	572.4	588.3	601.0	610.3	613.3	615.0	623.6	624.8	626.1	627.5
公債費	132.5	146.1	155.9	168.7	177.9	180.3	178.7	178.7	183.5	184.7	187.9
普通建設事業費	271.3	287.6	195.9	158.9	199.6	214.0	182.4	198.6	179.4	161.3	167.1
その他	745.5	758.7	755.6	761.9	760.1	770.3	770.8	783.2	777.9	785.9	780.1
収支額 (A)-(B)		△ 35.9	△ 33.3	△ 40.0	△ 48.9	△ 66.0	△ 58.2	△ 53.5	△ 56.7	△ 70.4	△ 51.1

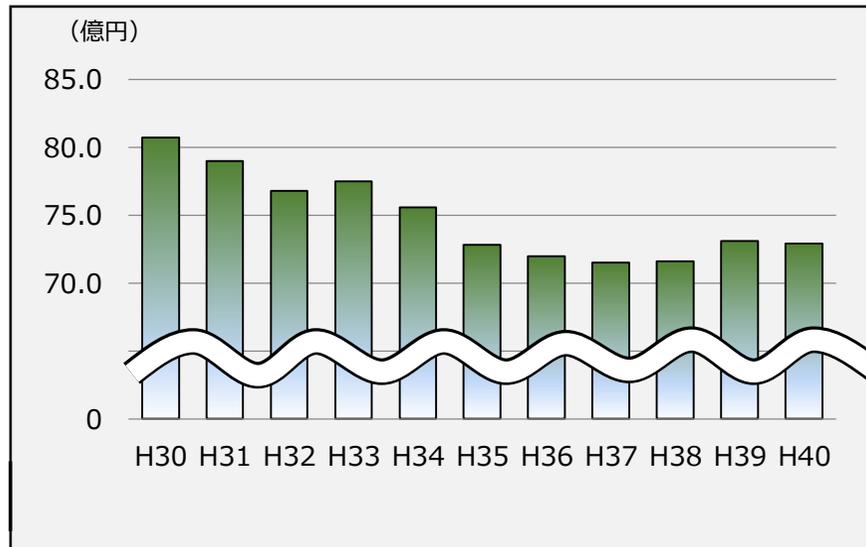
歳入を歳出が上回り、予算編成が困難になる



## ★意見書における提言

下水道使用料の水準については、例えば総務省の繰出基準を勘案する等  
見直しを検討するとともに、定期的に見直しをする仕組みを確立されたい。

## 〈下水道事業への繰入金の推移〉



今後繰入金は緩やかに減少するが、引き続き70億円超を必要とする

## 2. 下水道事業会計の現状

### ★下水道事業 ⇒ 地方公営企業

公費負担すべき額のほかに、料金収入で事業経費を賄うこととされる独立採算事業

#### 下水道事業の主な収入 (H30予算)

- ・下水道使用料 …約76億円 ※消費税込
- ・整備のための財源 (国庫補助金・企業債等)  
…約116億円
- ・一般会計繰入金 …約81億円

- 雨水処理に要する経費
- 高度処理に要する経費
- 分流式下水道等に要する経費
- 汚水処理経費不足分 等

#### 下水道事業の主な支出 (H30予算)

- ・維持管理費 …約59億円
- ・整備費 …約98億円
- ・企業債元利償還 …約119億円
- ・減価償却費 …約61億円

⇒現状では、  
会計を維持するため、  
一般会計から多額の  
繰入を行っている。

### 3. 今回の論点

#### ★意見書における提言(再掲)

下水道使用料の水準については、例えば総務省の繰出基準を勘案する等 見直しを検討するとともに、定期的に見直しをする仕組みを確立されたい。



#### 論点

#### ① 使用料の水準の見直しにより、いくらにするべきか？

一般会計の予算がひっ迫する中、現在は汚水処理経費を繰入金で補填している。  
原則使用料で負担することが望ましい経費を、いくらまで回収するのか。

⇒ ・経費回収率(%) ・使用料単価(円/m<sup>3</sup>)

#### ② 今後の定期的改定を担保する仕組みは？

定期的な改定のためのルールをどう設定するか。

⇒ ・何年ごとに(期間) ・どれだけ(程度)

# 論点① 使用料の水準の見直しにより、いくらにするべきか？

**汚水私費の原則**に基づけば、汚水処理経費を使用料により全額回収することが望ましい

しかし、本市の現状は原則から大幅に乖離している。

(H28年度決算値… 経費回収率※1:約82.2% 使用料単価:約135円)

## 他団体との比較(中核市)

(地方公営企業法適用41市、  
H28年度決算ベース)

### ◎経費回収率※

100%以上 ……12市(全体の約29%)

95%以上 ……21市(全体の約51%)

中核市において、半数近くの団体が  
経費回収率100%付近

団体名	普及率	経費回収率※	使用料単価 (円/m)
函館市	90.3%	145.5%	156.42
尼崎市	100.0%	138.9%	103.46
東大阪市	98.6%	123.6%	125.42
高崎市	73.0%	117.6%	124.03
大津市	98.3%	116.4%	186.11
旭川市	96.8%	108.4%	166.48
那覇市	98.1%	105.7%	95.42
柏市	90.0%	105.1%	147.37
秋田市	93.0%	104.3%	177.98
長野市	93.6%	102.8%	191.10
豊中市	100.0%	102.7%	85.30
川越市	85.4%	102.3%	98.31
豊橋市	75.2%	99.2%	131.71
呉市	87.0%	99.1%	194.32
長崎市	93.7%	98.6%	208.78
奈良市	91.2%	96.4%	108.14
横須賀市	97.7%	95.9%	164.23
岐阜市	93.3%	95.6%	121.88
西宮市	99.9%	95.3%	101.68
富山市	91.9%	95.2%	182.24
久留米市	79.0%	95.1%	180.50
宇都宮市	86.0%	90.5%	151.66
大分市	62.6%	90.4%	156.57
福山市	71.6%	90.3%	167.27
鹿児島市	79.0%	88.2%	107.33
高槻市	99.6%	87.2%	126.09
松山市	61.9%	86.3%	178.26
前橋市	70.5%	83.8%	111.03
高知市	59.2%	83.2%	153.68
枚方市	95.5%	82.2%	149.74
金沢市	97.8%	82.1%	135.31
宮崎市	89.1%	81.2%	133.82
郡山市	72.9%	77.2%	177.19
いわき市	53.7%	76.9%	174.36
盛岡市	88.5%	73.6%	154.00
岡崎市	88.2%	73.3%	119.19
豊田市	71.3%	72.8%	121.83
下関市	75.5%	72.5%	170.05
高松市	63.3%	71.7%	143.79
佐世保市	57.3%	64.0%	148.98
姫路市	91.6%	61.2%	152.33

$$\text{※ 経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費} + \text{分流式下水道に要する経費}} \times 100 (\%)$$

**汚水処理経費**

(▶ 出典：平成28年度地方公営企業決算状況調査)

# ◎汚水私費の原則

- ・回収①は汚水私費の原則による全額回収
- ・回収②は総務省が示す「最低限行うべき経営努力」である、150円/㎡。

事業経費と財源の関係(上段:経費、下段:財源)

回収②

回収①



〈総務省が最低限行うべきとしている部分〉

【船橋市の現状】

・公費負担している。



【基本的な考え方】

総務省の示す「最低限行うべき経営努力」の中で使用料としてとるべき。

〈使用料徴収対象部分〉

【船橋市の現状】

・公費負担している。



【基本的な考え方】

●汚水処理経費として実際にかかっている経費であり、汚水私費の考えから料金対象として良い。

公費繰出基準は、「自治体の実態に即し運営して(総務省)」よい。

●料金が不足する際は、基準内繰出が可。

(繰出要旨)分流式整備があり、回収率②(150円)以上の汚水処理経費に対し、料金が不足する場合に基準内繰出が可となる。

# 論点① 使用料の水準の見直しにより、いくらにするべきか？

## 中核市の普及率と経費回収率の関係

### ◎下水道普及率と経費回収率の関係

普及率の高い団体ほど経費回収率が高い傾向にある

#### 考えられる理由

##### ・普及率の高い団体・・・

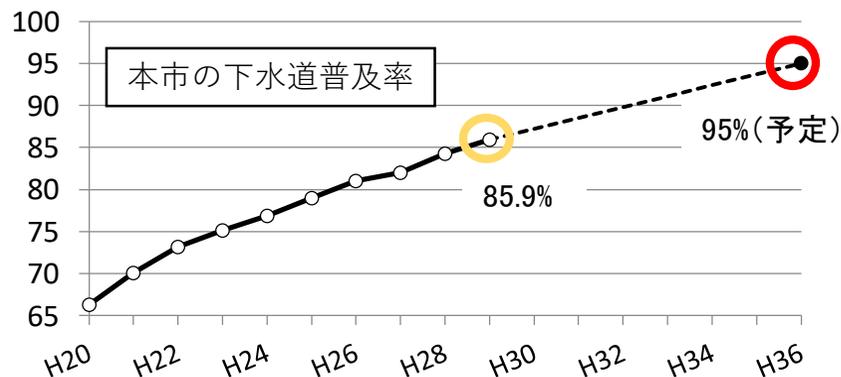
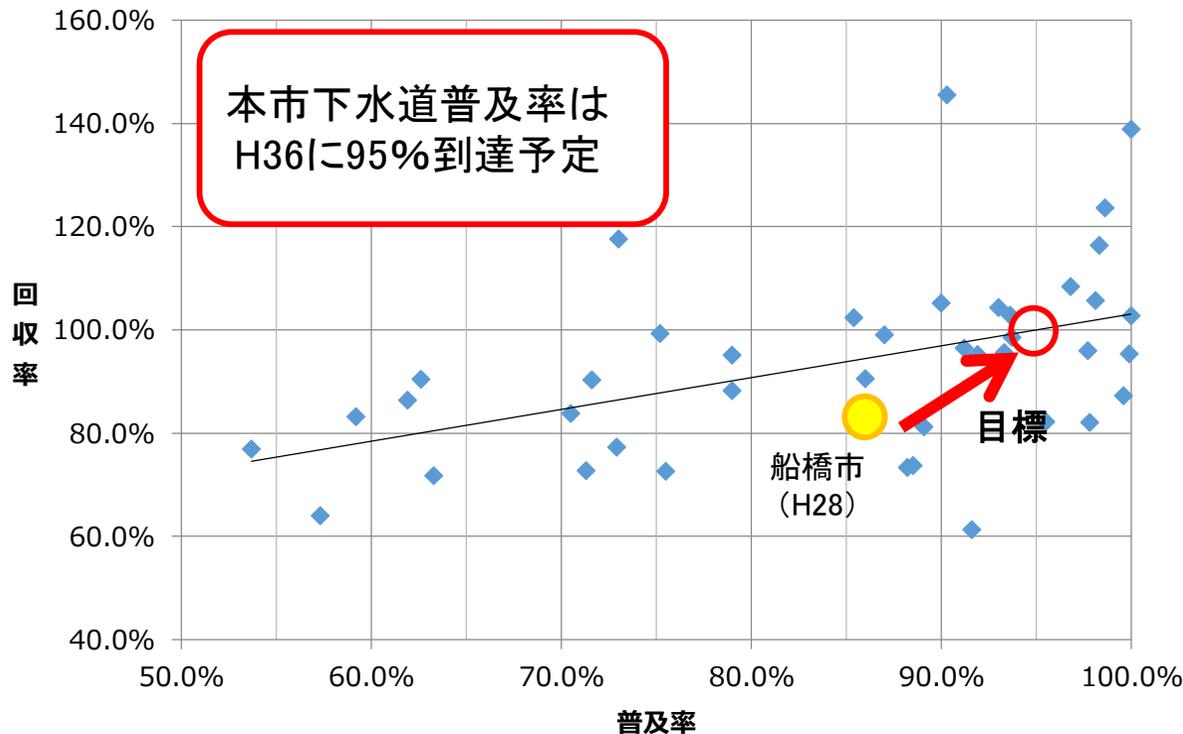
整備の概成に伴い普及率が高くなると、有収水量が確保でき料金収入が得られるため？

##### ・普及率の低い団体・・・

未供用区域のために整備された施設の減価償却費を、現在の使用者に賦課することが適当ではないと考えているため？

本市の経費回収率は、普及率(85.9%)から見て他市水準よりも低い状態

下水道事業の概成に向けて経費回収率100%を目指すことは妥当である



## 論点② 今後の定期的改定を担保する仕組みは？

### ・何年ごとの定期改定が適当か

#### 使用料算定期間の標準的な考え方

(『下水道経営ハンドブック』 下水道事業経営研究会 編集)

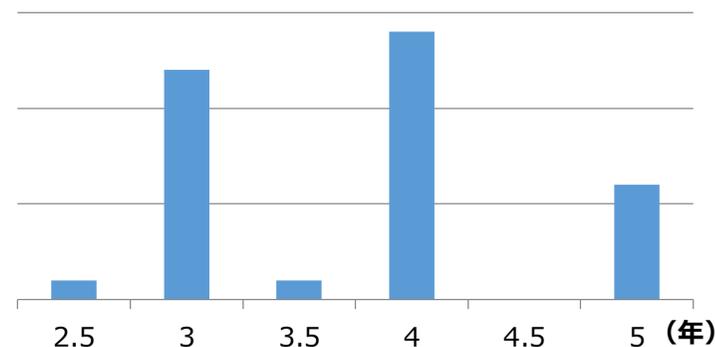
“公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたって、その期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。  
これらのことから、使用料算定期間は、一般的には3～5年程度が適当である“

#### 他団体との比較(中核市)

平均値:3.76年 最頻値:4年

※本市の従来の使用料算定期間:4年

中核市の使用料算定期間



### ・改定における料金設定の目標は

論点①で整理したとおり、妥当性のある数値としては経費回収率100%。

一度100%回収に到達した後も、4年を目安に料金水準を検証するルールとする

## 4. まとめ

行財政改革における下水道使用料見直しについて、以下の通り検討を進める。

### ① 将来的に汚水処理経費を全額回収することを目標とする

- ・汚水私費の原則に基づき、汚水処理経費の全額回収を目標に設定
- ・平成36年度に下水道事業が概成(普及率95%)する計画であることに伴い、将来的に経費回収率100%を目指した改定検討を行う

### ② 4年毎に定期的に使用料見直しを行う

- ・使用料算定期間を4年とし、算定期間毎に使用料を見直し改定検討する
- ・改定の目標額は、経費回収率100%

# 5. 今後の検討事項

## ◎具体的な制度設計について

### 経費回収率100%をいつの段階で達成するのか

- ・1回の値上で達成すると市民負担が急増するため、段階的な値上改定等を検討
- ・スケジュールについて併せて検討

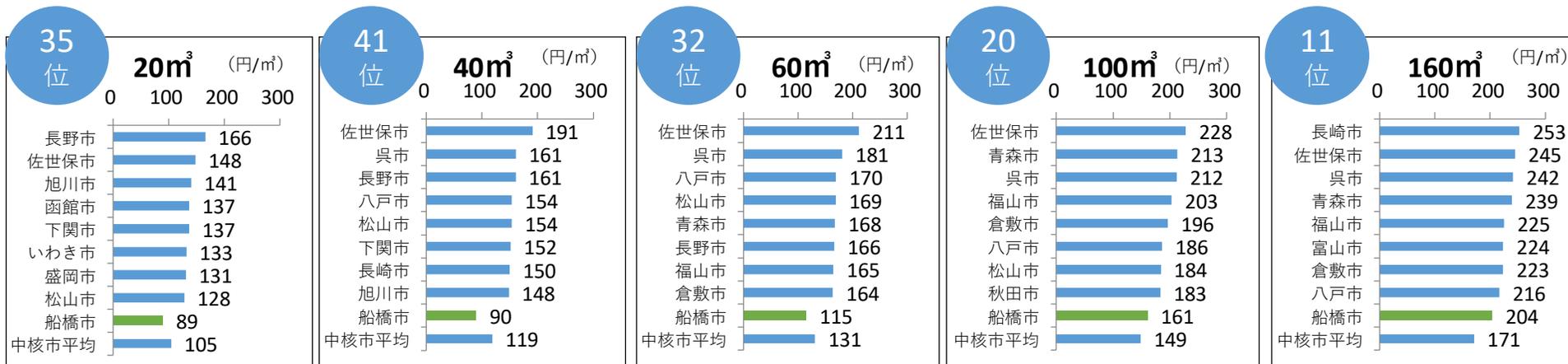
## ◎使用量階層ごとの改定率について

### どの使用量階層にいくら負担を求めていくか

〈参考〉平成29年度第4回船橋市行財政改革推進会議より

### 中核市（48市）との比較

1回の請求(2月分)の使用水量あたりの使用料単価(m<sup>3</sup>/円[税抜き])



※比較のため、法非適用の自治体における使用料単価を便宜上税抜で算定しています。